平成２９年（フ）第１４４９号
東京都町田市木曽東１丁目３番Ｃ２―104号
債務者　山岸正一郎
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１００号
東京都清瀬市梅園２丁目６番２―115号
債務者　大石喜一郎
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１０１号
東京都清瀬市梅園２丁目６番２―115号
債務者　大石千夜子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１５８号
東京都町田市本町田3072番地１カーサ・デ・ファミリア今井Ａ―101
債務者　國冨　順子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２７０号
神奈川県高座郡寒川町大曲２丁目９番４号
アスコットガーデンⅢ201
債務者　小川　　弘
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２７１号
神奈川県高座郡寒川町大曲２丁目９番４号
アスコットガーデンⅢ201
債務者　金　　好子
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５号
熊本県球磨郡錦町大字西3316番地２
債務者　増田　　一（旧姓松山）
1　決定年月日時　平成30年３月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午前11時30分
熊本地方裁判所人吉支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第９８号
徳島県徳島市国府町日開539番地１
破産者　株式会社北谷
1　決定年月日　平成30年２月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３号
千葉県茂原市本小轡1040番地17
破産者　蕪山久美子
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第４０号
千葉県勝浦市大森266番地１
破産者　鏑木　春美（旧姓渡邉）
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第７１号
千葉県茂原市長谷655番地（市営住宅１―３号）
破産者　渡邉　幸子
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
山形市美畑町13番18号
破産者　クレオパトラ東北販売株式会社
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１２０２号
名古屋市天白区福池２丁目３番地
破産者　清岡運輸株式会社
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９号
最後の住所　香川県善通寺市善通寺町７丁目３番２号
破産者　亡中村弘相続財産
1　決定年月日　平成30年３月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第７７号
北海道岩見沢市１条東５丁目３番地
破産者　相川建設株式会社
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１７号
岐阜県恵那市大井町2601番地15
破産者　株式会社愛鈴
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第３１号
静岡県沼津市柳町１番４号
破産者　有限会社鳥越電工
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第９７号
大津市坂本７丁目24番１号
破産者　坂本専門店協同組合
1　決定年月日　平成30年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部